

事業名

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

外部有識者のコメント

○事業の課題や問題点

- ・不妊治療は、育休や産休と異なり、かなりセンシティブなものであり、ニーズ調査を行っても、真のニーズがつかみ取れないことが想定される。そもそも、不妊治療に対するリテラシー、認知度ともに低く、経営者の意識をあげることのみでなく、従業員の寛容性（休まれる周囲の受け止め方）を高める必要もあることについて、対策が不十分である。
- ・申請手続にニーズ調査を必須とすることは、導入の妨げになるのではないかな。
- ・不妊治療のために辞める理由が、収入支援だけなのか。企業に対して働きかけるべき課題を適切に捕まえる必要がある。

- ・実際に制度利用者が現われないと支給が受けられないことから、制度導入に踏み切れない事業者がいることが低執行率の背景として想定されるのではないかな。

- ・仕事と家庭の両立支援を推進する中で、不妊治療を要因として両立が阻害されることを回避するための施策として当事業は位置づけられているが、併せて日本が直面する少子化、人口減少問題の解決にも寄与する事業であると認識している。内容的には不妊治療のための休暇、両立支援を制度化して労働者の相談に対応し一定の実績があった中小企業事業主に対して助成金を支給するものである（加算額制度あり）。2021年の導入以後、一定の実績を積み上げてきたところであるが、執行額は頭打ちとなっていると考える。

- ・事業主サイドの要因としては、そもそも本事業を認知していない、不妊治療という極めて個人的な領域に入っていくことを躊躇している、などが考えられ、また、不妊治療をしている（又は予定している）者サイドでも機微な情報として制度利用に踏み込めないなどの要因が想定される。この事業をもって不妊治療に関してのすべてが解決するわけではなく、さらなる認知と利用促進が事業の課題であると考ええる。

- ・執行率の低さ、制度の認知度の低さの改善が必要である。

- ・不妊治療の両立支援策は重要であるものの、まだ十分に本事業は利用されていない。スタートしたばかりの事業であり、利用者を増やすための広報等に力を入れるとともに、事業そのものを利用しやすくなるよう見直していくべきではないかな。

- ・この事業が導入時の支援で、継続的に補助金を出す事業でないのは、一旦この制度を導入すればその後それを維持する誘因があると整理しているからである。人手不足の中で、従業員のライフサイクルや様々な困難を考え従業員に寄り添う企業であることが労働者にわかれば、採用にも有利で、定着率も上がる効果を期待してのことだと思う。だとすれば、このような制度導入に積極的な企業であることが求職者にもよくわかり、そのような企業が採用上も有利になるためのある種の広報、周知活動とセットでないと、効果は限定的になる。これらの政府の取り組みと一体になった事業とする工夫が必要と考える。

- ・同じ構図を持つ別の支援制度と包括的にこの点を考える必要があるのではないかな。他の両立支援なら意味があるかもしれないが、この事業で長期休暇の加算にどの程度の意味があるのか不明確であり、そもそもこの加算の意義を調査し世に示す意識が低いと考える。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・申請要件で、ニーズ調査を必須としている点（潜在的ニーズを捉えられない場合導入できない）の緩和など、申請自体をしやすくすることはできないか。
- ・支給要件として、20日連続して休暇を取らせるとしているが、現実のニーズに必ずしも合っていないのではないか。現実のニーズに合わせられるように改善すべきではないか。
- ・労働者本人への休業給付支援など、直接的な支援はできないか。
- ・不妊治療に対する正しい知識と、寛容性を高めるための施策も必要ではないか。（レビューシートp. 7に、改善の方向性として、女性の雑誌に広報、とあるが、女性だけの問題ではない。広報の範囲は、男女限らず、年齢層も雇用主である中高年にも浸透するよう、工夫すべきではないか。）
- ・不妊治療中であることの秘密が保持され、社内で違和感なく休みが取れるための制度設計についても支援する仕組みにしているかどうか。

- ・たとえば利用者が現れる以前に制度を導入し従業員に対する周知を行なった時点で一定の助成を行い、利用者数に応じて追加的に助成することが考えられるのではないか。
- ・労働者に対する事業の周知手段については、対象者の年齢層も考慮し、インターネットやSNSを活用することを考慮すべきではないか。

- ・制度の周知という観点から、事業者、労働者双方に対して、従前は行わなかったレベルの様々な時代に合った制度周知を行い、不妊治療に対する認知度を高め必要性の理解を推進することが必要と考える。

- ・本事業の助成金は、環境整備を図り、一定の利用者が認められた時に一時的に支給するものとなっているが、さらなる利用者を増やすためには、別の要件を設けて1回限りではない制度とすることも検討しては良いのではないか。

- ・現在の対象事業主は、中小企業事業主となっているが、不妊に悩む労働者は中小企業に限られることではないことから、より制度趣旨を推進していくために、その範囲を中小事業の枠を超えて広げることも検討の余地があると考えます。

- ・支給決定件数が目標値を下回り、執行率が低かった要因として、「不妊治療を受ける労働者の多くが、・・・不妊治療を受けていることを職場に伝えておらず、企業が従業員の不妊治療の実態を把握できていないため、企業における取組が進んでいなかったため」と分析されているが、これが執行率が低かった主な理由なのか、それとも制度が利用しづらいものであるからなのかをさらに調査、分析し、制度改革につなげてはどうか。例えば、「休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合には加算額を支給」といった要件が適切かどうか再検討してはどうか。とりわけ、働きたい女性や男性にとって、20日以上連続した休暇を望む者は多いとは限らない。例えば、休暇期間を20日ではなく5日や10日にしたり、1か月継続したら10万、2か月継続したらさらに10万など、取得しやすい制度に変えてはどうか（復職後、3か月の継続勤務は難しい場合もあると考える）。

- ・成果指標として就業継続をみる場合も、不妊治療を行った者、支援を受けて行った者、不妊治療を行わずに妊娠した者等を比較して、目標値等を設定する必要があるのではないか。

- ・企業の申請費用の低減（申請の手間やハードルの削減）に一定の配慮がなされており評価出来るが、それでもなお改善の余地がないか検討する余地があるのではないか。

- ・ニーズ調査を義務づけるのは、一定の合理性はあるものの、（介護離職等を防ぐことも含めた）包括的に離職を防ぐ制度を整備し、その中に不妊治療両立支援も含む形で制度を整備する時に、実際に今ニーズがあるか否かにかかわらず制度を整備することは一定の意義があるのではないか。

- ・ニーズを把握した効果的な制度を作ることを促したいとの意図は理解できるが、制度設計、申請段階でプライバシーに踏み込むリスクを雇用主に負わせる必要があるか検討する余地があると思われる。

- ・長期休暇の加算は、この事業特有のニーズに即したものに組み替えるべきと考える。

○その他（特筆すべき事項）

・本事業に加えて、保険適用も含めた不妊治療の支援策は制度を改革しつつ積極的に推進すべきである。他方で、下記の点について、男女双方への情報提供や社会の理解の促進を図り、子どもを妊娠しやすい制度改革をさらに推し進めていくべきではないか。

- ・いかに医療技術が発達し社会制度が変わったとしても、人間の身体は大きく変わるわけではなく、少しでも早く不妊治療も含めた妊活を始めた方が出産に結びつくこと。
- ・妊娠に適した時期が仕事においても忙しい年代と重なるため両立支援策は重要であるものの、子どもを育むための母体や環境創りなしには子どもは授からず、その重要性を周知するとともに、それが可能な環境創りに力を入れる必要があること。